

⑩ 用具委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑩項の用具委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、卓球競技がルールに基づいて公正でかつ安全に行われ、かつ卓球が広く普及する施策を検討・実施し、関連制度の管理・運営を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う

- 1) 第4条に定める「卓球公認用具」の認定審査基準・指導認可
- 2) 日本卓球公認工業会、公認「普及懇談会」の開催協力
- 3) 日本卓球公認工業会との関係業者のITTF公認申請手続きの援助
- 4) 日本卓球公認工業会との折衝・許認可業務
- 5) 新規加盟申請業者との折衝・許認可業務
- 6) ITTF用具委員会との情報収集活動とルール・審判委員会との連携による日本卓球公認工業会関係業者への情報連絡

(公認用具)

第4条 本会の定める「卓球公認用具」は以下の通りとする。

- 1) ボール
- 2) 卓球台
- 3) サポート（ネット支柱）
- 4) ネット
- 5) ラケット本体
- 6) ラバー
- 7) 競技用服装（シャツ、スカート、短パン）
- 8) 接着剤
- 9) フロアマット
- 10) その他

(構成)

第5条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 委員 若干名
- 3) アドバイザー 若干名

(委員選出)

第6条 委員長、および委員の選出は、本則第5条に準拠する。
2 委員は、委員長が推薦した用具に関わる学識経験者若干名とし、用具公認制度運営で利害なく公平が保たれる立場の者とする。

(活動費)

第7条 委員長は、年間活動を行うにあたって、年間活動計画および活動予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。
2 委員会活動にあたって、委員には本会の規程にしたがって旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。